

医療費通知を活用した医療費控除申告の簡素化及び 医療費通知の発送時期等の変更について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年度税制改正により、医療費控除の申告手続きが、従来の医療費等の領収書の添付に代わり、「医療費控除の明細書」を添付する方式に改められました。

これに伴い、「医療費控除の明細書」として、健康保険組合が交付する「**年間医療費のお知らせ**」（以下「**医療費通知**」）を活用できることになりましたので、確定申告の時期に間に合わず為、発送時期をこれまでの**5 月から 2 月に変更**させていただきます。

なお、発送時期の変更に伴い、12 月診療分がシステム上の関係から通知できないことになりました。現在の一括作成対象月区分は、「1 月～12 月分」及び「各月分」となっておりまして、「12 月～翌年 11 月分」の 1 年間の医療費通知は一括作成することができません。また、12 月分のみ作成は事務処理上効率的ではない為作成することができません。

つきましては、次年度以降は 12 月分を含めた 1 年間の医療費通知を作成するよう基幹システム会社と調整を図ってまいりますので、今後、システムの改修が行われ、対応ができるようになった場合は、改めてお知らせさせていただきますので、ご了承願います。また、活用に当たりましては別紙の〈医療費通知に係る留意点〉について、ご留意いただきますようお願いいたします。

医療費通知に係る留意点

- 医療費通知の発送時期を確定申告の時期に間に合わせるために変更いたします。

変更前：1月診療分～12月診療分を5月に発送
変更後：1月診療分～11月診療分を2月に発送

医療費通知の情報の基となる医療機関からの診療報酬明細書は、通常、診療から2ヵ月遅れて健康保険組合へ送られるため、医療費通知の発送を確定申告の時期に間に合わせるためには、12月診療分は医療費通知に反映することができません。

- 12月診療分及び12月以前の診療分であっても医療機関からの請求が遅れた場合等、医療費通知に反映できない診療月分の医療費については、申告者において領収書に基づいて作成した医療費の明細書を申告書に添付して申告してください。

- 公費負担医療や自治体単独の医療費助成については、通常、医療費通知には反映されませんので医療費通知に記載されている医療費と実際に支払った医療費が異なる場合があります。また、その他の理由により医療費通知に記載されている医療費と実際に支払った医療費が異なる場合がありますが、これらの場合は申告者において実際に負担した額を申告してください。

- システム上の理由により医療費通知に医療機関名称等が記載されない場合がありますので、その場合は申告者が領収書に基づいて医療費通知に必要事項を補完記入していただくか、または領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に添付していただくかの何れかの方法により申告してください。

※ 医療費控除申告に係る詳細については税務署にお問い合わせください。